

平成15年度「防災の日」総合防災訓練について

防災訓練は、発災時に落ち着いて的確な行動がとれるように習熟しておくとともに、事前準備のあり方を点検・検討する重要な機会でもある。

このため、8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間中、9月1日（月）の「防災の日」に、政府として総合防災訓練を実施する。

また、全国各地において、各地域の実情に応じ、防災に関する各種訓練が実施されることになっている。

1 本年度の政府における総合防災訓練の特色

- (1) 今年の訓練は、南関東地域直下の地震への対応に重点を置き、全閣僚が参加して発災後の一連の訓練を行う。発災直後の緊急参集チーム会議、関係閣僚会議、緊急災害対策本部会議開催、政府調査団の派遣までの実践的な訓練を行う。
- (2) 南関東の8都県市の訓練（入間市）に連携し、
 - ・自衛隊・警察・消防が連携した広域応援訓練（警察・消防の援助隊を自衛隊機で空輸）
 - ・自衛隊と海上保安庁と災害拠点病院が連携した広域的な救護班の投入及び重篤患者の搬送訓練を実施する。（医師等による救護班と重篤患者を自衛隊機で空輸）
- (3) 全国の災害拠点病院（536病院）等と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、救護班派遣計画等を作成する。
- (4) 南関東地域直下の地震に対応した訓練では、事務局における情報集約等をはじめ、広域緊急医療、緊急輸送、物資調達、救助・救急・消火の基幹オペレーションの課題について訓練で検証する。
- (5) 東海地震に対応した訓練については、改定後の地震防災基本計画に基づく情報（注意情報等）の発出を行う。現地に政府調査団を派遣する。

2 政府における総合防災訓練の内容

訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検し、政府組織として防災組織体制の機能の確認や実効性を検証するため、各防災関係機関相互の連携及び防災対応力の向上を重点に以下のとおり実施する。

(1) 南関東地域直下の地震対応訓練

ア 想定する地震の概要

- ・ 地震発生日時： 9月 1日（月） 9時30分
- ・ 震源地： 埼玉県南部（さいたま市）
- ・ 地震規模： マグニチュード7.1

イ 政府本部運営訓練(官邸)

内閣総理大臣をはじめ全閣僚が参加して訓練を実施する。

地震発生後の緊急参集チーム会議、関係閣僚会議及び緊急災害対策本部会議までの一連の訓練を実施する。

内閣総理大臣による災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置を発表。

緊急災害対策本部会議において、官邸(内閣総理大臣)と埼玉県庁(埼玉県知事職務代理者(副知事))との間で、テレビ会議を実施する。

ウ 政府本部事務局運営訓練(官邸危機管理センター等)

地震発生後の要員参集以降の、関係省庁担当課と連携した本部事務局運営訓練を実施する。

具体的には、事務局における情報収集・分析、資料等の作成、会議の準備等をはじめ、広域緊急医療、緊急輸送、物資調達、救助・救急・消火の基幹オペレーションの課題について訓練で検証する。

エ 現地訓練(埼玉県入間市「彩の森公園」)

- ・ 八都府県市合同防災訓練に連携して、政府調査団として内閣総理大臣、防災担当大臣、国家公安委員長、防衛庁長官、総務副大臣を派遣する。
また、警察の広域緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊及び自衛隊による広域応援及び実働省庁と連携した航空機による広域医療搬送訓練を実施する。

(2) 東海地震対応訓練

ア 想定する地震等の概要

- ・ 東海地震観測情報の連絡： 8月31日(日) 16時00分
(東海地震に関連する情報第1号)
- ・ 東海地震注意情報の連絡： 9月 1日(月) 6時40分
(東海地震に関連する情報第2号)
- ・ 東海地震注意情報の連絡： 9月 1日(月) 7時00分
(東海地震に関連する情報第3号)
- ・ 警戒宣言の発表、連絡： 9月 1日(月) 8時30分
- ・ 東海地震予知情報の連絡
(東海地震に関連する情報第4号)
- ・ 地震発生想定日時： 9月 2日(火) 9時30分
(警戒宣言発表後1日経過想定、訓練は9月1日に実施)
- ・ 震源地： 東海地域の予想震源域内
- ・ 規模： マグニチュード8.0

イ 訓練内容

気象庁では、関係機関に東海地震に関連する情報を配信、判定会を開催

官邸において、気象庁長官から東海地震予知情報の報告

東海地震の地震災害に関する警戒宣言文を関係機関に伝達

内閣府5号館において、防災担当大臣と静岡県警戒本部長の静岡県知事及び現地に派遣される内閣府副大臣との間でテレビ会議を実施

ウ 現地訓練

静岡県警戒本部に内閣府副大臣以下を派遣し、現地連絡調整会議を実施する。【静岡県庁とのテレビ会議】

静岡県菊川町に、政府調査団として内閣府副大臣及び総務大臣政務官以下を派遣する。

3 政府における総合防災訓練の場所

(1) 南関東直下の地震対応訓練

ア	関係閣僚会議	-----	官邸	4 F 大会議室(頭撮り)
イ	災害緊急事態の布告等	-----	官邸	(記者会見室)
ウ	緊急災害対策本部会議	-----	官邸	4 F 大会議室(頭撮り)
	テレビ会議	-----	官邸	4 F 大会議室 (埼玉県庁)
エ	事務局の活動	-----	官邸	危機管理センター(非公開)

(2) 東海地震対応訓練

ア	判定会召集	-----	気象庁
イ	地震予知情報の報告	-----	官邸危機管理センター(非公開)
ウ	現地連絡調整会議におけるテレビ会議		中央合同庁舎5号館 A会議室 (静岡県庁)

4 各地における防災訓練

全国各地において、各地域の実情に応じ、地震等による大規模災害を想定した訓練が、国の関係機関、事業者、地域住民などそれぞれの役割を確認しつつ、協力して実施されることになっている。

(9月1日「防災の日」における全国の防災訓練参加人員：約133万人)

5 訓練広報

(1) 各地における訓練への参加を啓発するとともに、防災意識の高揚を図るため、ポスターをJR・私鉄等の主要な駅及び車内等で掲示することによる広報を実施中。

(2) インターネットにおいても、総合防災訓練の情報を提供。

(連絡先)

内閣府(防災)

03-3501-5695(直通)

参事官(災害応急対策担当) 岩田
総括・訓練参事官補佐 後藤